

# 従来型 施設利用料金表

## (1)基本料金

### ①施設利用料

	1日あたりのサービス料金	1割負担	2割負担	3割負担
		1日あたり	1日あたり	1日あたり
要介護1	5,890円	589円	1,178円	1,767円
要介護2	6,410円	659円	1,318円	1,977円
要介護3	7,320円	732円	1,464円	2,196円
要介護4	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護5	8,710円	871円	1,742円	2,613円

※一定の所得以上の方は2割・3割負担の場合があります。

※ただし、入所後30日間に限り、上記料金に30円が割り増しとなります。また、退所時も料金がかかる場合があります。

※利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊をした場合、上記金額に代えて1月に6日を限度として1日に246円になります。

※退所時等相談援助加算 ア 退所前後訪問相談援助加算 4,600円(介護保険適用時自己負担額 460円/回)

イ 退所時相談援助加算 4,000円(介護保険適用時自己負担額 400円/回)

### ②食費 1日あたり1,450円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります)

	従来型
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	650円
第3段階②	1,360円
第4段階	1,450円

### ③居住費 1日あたり 915円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
従来型	0円	430円	430円	430円	915円

※利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊をした場合、居住費はお支払いいただきます。

### ④日常生活継続支援加算・サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円	(介護保険適用時自己負担 22円/日)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円	(介護保険適用時自己負担 18円/日)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円	(介護保険適用時自己負担 6円/日)

※職員体制により変動がある為、いずれかの算定となります。

⑤経口維持加算 Ⅰ 経口食事摂取者で著しい摂食機能障害の方 1月あたり4,000円(介護保険適用時自己負担 400円)

Ⅱ 経口食事摂取者で摂食機能障害を有し誤嚥の認められる方 1月あたり1,000円(介護保険適用時自己負担 100円)

⑥看護体制加算 Ⅰ 1日あたり 40円(介護保険適用時自己負担 4円) 必要に応じて算定いたします。

Ⅱ 1日あたり 80円(介護保険適用時自己負担 8円) 必要に応じて算定いたします。

⑦夜勤職員配置加算 Ⅰ 1日あたり 130円(介護保険適用時自己負担 13円)

⑧地域区分 松伏町(6級地) 10.27

⑨介護職員等処遇改善加算 Ⅱ 加算率 13.6%

⑩電気器具使用料 1家電1日につき 50円(実費)

⑪理美容費 1回につき 1,980円(実費)

⑫その他 行政手続き代行費用(実費)、行事参加費(実費)、行事食(実費)等の料金は、別途ご負担いただきます。

## (2)その他の料金

項目	日常生活費用	預り金管理費	その他
1日につき(介護保険外)	50円	80円	実費

※(トイレトペーパー・おしぼり・洗剤等)

## (3)支払方法

利用料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までに請求しますので、請求月の28日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

お支払方法は、金融機関からの自動引落し、窓口支払(現金)、銀行振込とさせていただきます。

振込先銀行名 埼玉りそな銀行松伏出張所 口座番号 普通預金 0993157

口座名義 社会福祉法人松大会 特別養護老人ホーム三戸里園 施設長 金子 一男